

基本制度WT第4回会合の議題に関する全保協の意見

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育協議会

1. 産前・産後・育児休業給付(仮称)について

(1) 「こども園(仮称)」利用が予定される者への事前認定の仕組み(予約枠等の確保)

事前に保育が必要となることが予測できる場合の対応としては、「こども園(仮称)」等を利用できることが就職や職場復帰の重要なポイントとなることから、できるだけ早期に利用する「こども園(仮称)」が決まることが望ましい。保護者、子どもの双方の負担に配慮した手続きとするには、妊娠期の早期から申請登録制を導入すべき。

2. 放課後児童給付(仮称)について

(1) 放課後児童クラブの質的・量的拡大

子どもの育ちの連続性を保障するため、就学後においても養護を必要とする子どもの育ちを保障する必要がある。必要としている子ども(小1～3の子どもだけでなく、小4以降も)に質の確保された養護の提供をはかるため、放課後児童クラブの質的・量的拡大が急務である。

(2) 質を確保するためのナショナルミニマムの設定

放課後児童クラブには最低基準がなく、厚生労働省の「放課後児童クラブガイドライン」で「児童1人あたりおおむね1.65㎡の面積を確保することが望ましい」と規定するにとどまっている。長期休暇中は朝から夜まで放課後児童クラブで過ごす子どものことを考慮し、子どもの動作環境等の保障する視点から、少なくとも活動するスペースとして必要な面積の保障と、体調不良の際に静養するスペースをわけることのできる環境設定が必要である。

とくに、指定基準を設定し、指定制を導入するのであれば、国として子どもに保障する環境である最低基準(ナショナルミニマム)の設定が必要不可欠である。

(3) 子どもの安全・安心を保障する環境の構築

必要とするすべての子どもが安心して放課後を過ごすことができるようにするためには、事業継続を可能とする仕組みとすることが不可欠であり、そのための財源の裏づけが必要である。また子どもの安全・安心を保障するため、耐震対策や事故対策、感染症対策を図る必要がある。

(4) 適正規模の設定とそれが実際になりつつ仕組みの構築

「放課後児童クラブガイドライン」では「集団の規模はおおむね40人程度が望ましい」とされているが、実際には指導員の不足や規模をわけるための環境整備が難しいことなどから、大規模な放課後児童クラブが減少できない現状がある。子どもの安全・安心を図るためには、少なくとも小学校の学級人数程度の規模にする必要があるし、中教審の学級の小規模化の議論と連動させ、放課後児童クラブの小規模化も検討する必要がある。また、そのためには小規模化を図ることを可能とする運営費の保障が必要不可欠である。

(5) 指導員等従事者の処遇改善

放課後児童クラブの指導員等従事者の多くは非正規雇用であり、働く条件も劣悪な状況にある。放課後児童クラブの質の確保を図るためには、子どもの命を守り、情緒の安定を図り、家庭や学校と連携をするという重要な役割を果たしている指導員等の処遇改善を図る必要がある。